

HOPEニュース

平成30年7月号

日本システム(株)
医療福祉ソリューション本部

発行責任者：鳴松

TEL 099-254-7200

中国地方を中心にした豪雨は大きな災害となってしまいました。
鹿児島も昔は8.6水害など雨による災害多発県でしたが、治水や避難など災害対策により防災が進んでいると思われます。

地域の防災については、「災害を知る」「まちを知る」「人を知る」事が大事と言われています。「まちを知る」については自宅や職場など地域の特徴を把握するために、国土交通省や各自治体のハザードマップを確認して被害を予測する事も必要と思います。

まずは自助・共助が出来る準備が肝心と思います。

先月号で急なご案内となりましたが、弊社では「働き方改革」の一環で、水曜日の定時退社を行っております。

緊急の場合を除き、時間外サポートは翌営業日での対応とさせて頂いております。
ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

● 夏季休業期間について ●

弊社では、夏期休業を下記のように計画しております。
各医療機関様にはご不便をお掛けするかと存じますが、何卒宜しくお願い致します。

日付	曜	営業、休業区分	連絡先
8月11日	土	《 休業 》	保守ご契約医療機関様のみ転送電話 (夜間休日用電話番号)
8月12日	日	《 休業 》	〃
8月13日	月	《 休業 》	〃
8月14日	火	《 休業 》	〃
8月15日	水	《 休業 》	〃
8月16日	木	通常営業	099-254-7200

- 上記の休業期間中において、ソフト・ハード保守にご契約いただいている医療機関様のお問い合わせは**緊急連絡先**へお電話下さい。
- 上記の休業期間中には**消耗品の配送はできませんので、予めご了承下さい。**
事前に消耗品などの在庫を今一度ご確認くださいませようお願いします。

● 乳幼児の窓口無料化制度について ●

平成30年10月からの乳幼児医療費の窓口無料化制度について

下記、鹿児島県くらし保健福祉部子ども家庭課作成の「鹿児島県乳幼児医療給付事業の手引き」より抜粋

住民税非課税世帯の未就学児を対象に、現物給付方式の導入により医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付事業を、平成30年10月から開始する。

1. 事業の概要

- (1) 対象者は、医療機関等の窓口で被保険者証とともに乳幼児医療給付受給資格者証（以下、「受給者証」という。）を提示することにより、無料で医療サービスを受けることができます。
- (2) 対象者は住民税非課税世帯の未就学児(満6歳に達する日以後 最初の3月31日までの者) なお、対象者には市町村から新たに受給者証が交付されます。
※ 上記以外の対象者は、これまでの取扱いに変更ありません。
- (3) 自己負担はありません。
- (4) 対象となる医療費は、保険診療が適用された入院（食事の費用は除く）、通院、調剤、訪問看護、柔道整復施術療養費
- (5) 請求方法について、一部負担金は、併用レセプトにより保険者給付分の請求と併せて審査支払機関あて請求となります。

2. 請求の流れ

乳幼児医療給付事業については、対象者の加入する保険が国民健康保険の場合、鹿児島県国民健康保険団体連合会（以下、国保連）という。）に、被用者保険（社保）の場合、社会保険診療報酬支払基金鹿児島支部（以下、「支払基金」という。）に請求となります。

3. 受給者証

- (1) 受給者証の有効期間は、8月1日から翌年7月末までの1年間です。
（初年度である平成30年度は、10月1日から翌年7月末まで）
ただし、発行年度に6歳になる乳幼児については、3月31日までです。
- (2) 公費負担者番号の法別は「80」になります。

4. 請求書等の記載事項

- (1) 医療保険と公費（法別番号「80」）の併用レセプトで請求します。
- (2) 院外処方で処方せんを発行する場合は、処方せんに「乳幼児医療給付事業」に係る公費負担者番号及び受給者番号を記載してください。
- (3) 入院における食事療養費は助成対象外となっていることから、食事・生活療養費の「請求」欄及び「標準負担額」欄には「0円」を記載してください。

乳幼児医療費の窓口無料化制度の詳細については、鹿児島県ホームページ

「<https://www.pref.kagoshima.jp/ae08/nyuuyoujikyuuuhtml>」をご確認下さい。

また医事会計システムの対応方法については、9月中旬に、医療機関様向けに資料をご郵送する予定でおります。

